



# 日本企業を対象としたSPACによる 米国上場における税務上の論点

# Contents

	[ Page ]
01 SPACの概要	4
02 日本企業を対象とするDe-SPAC	8
03 日本の課税関係	11

01

---

SPACの概要

# SPACの概要

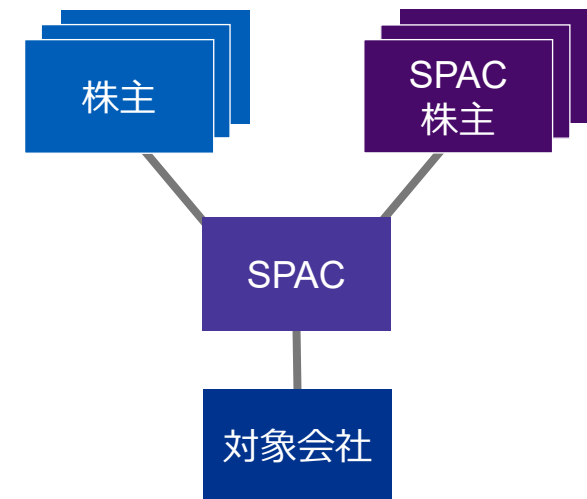
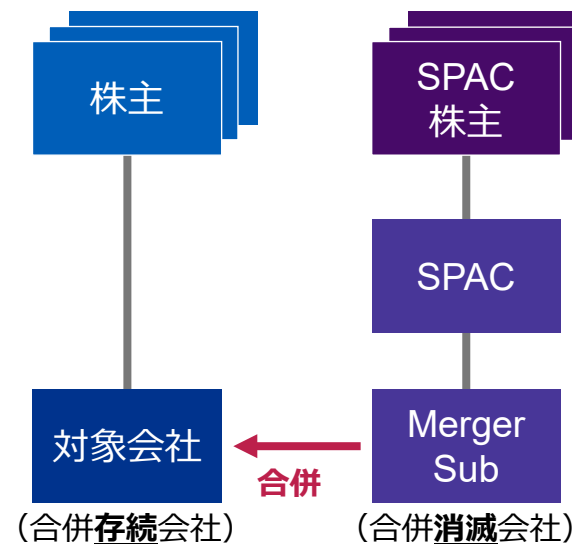
SPACとは

- SPAC (Special Purpose Acquisition Company) とは非上場企業の買収を目的として設立されるエンティティ
- 上場時点では事業実態を持たず、上場後一定期間内に非上場企業を買収 (De-SPAC) することを目指す

# SPACの概要

- De-SPACにおいては「逆三角合併」のストラクチャーが一般的
  - SPACが受皿会社（Merger Sub）を設立し、対象会社とMerger Subが対象会社を存続会社として合併
  - 対価として、対象会社の株主はSPAC株式または現金（あるいは両方）を受け取る

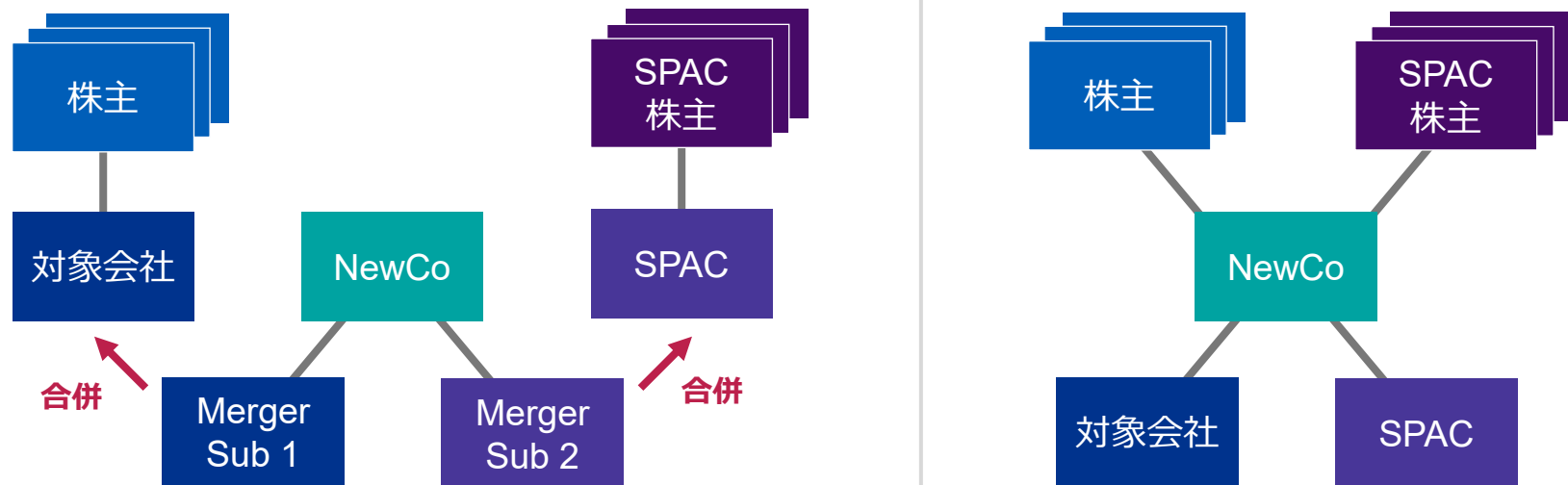
一般的な  
De-SPACスト  
ラクチャー①



# SPACの概要

- 新設会社（NewCo）が対象会社とSPACを傘下におくストラクチャー
  - NewCoが受皿会社（Merger Sub 1 / Merger Sub 2）を設立し、それぞれ対象会社、SPACと合併
  - 対価として、対象会社の株主はNewCo株式または現金（あるいは両方）を、SPAC株主はNewCo株式を受け取る

一般的な  
De-SPACスト  
ラクチャー②



02

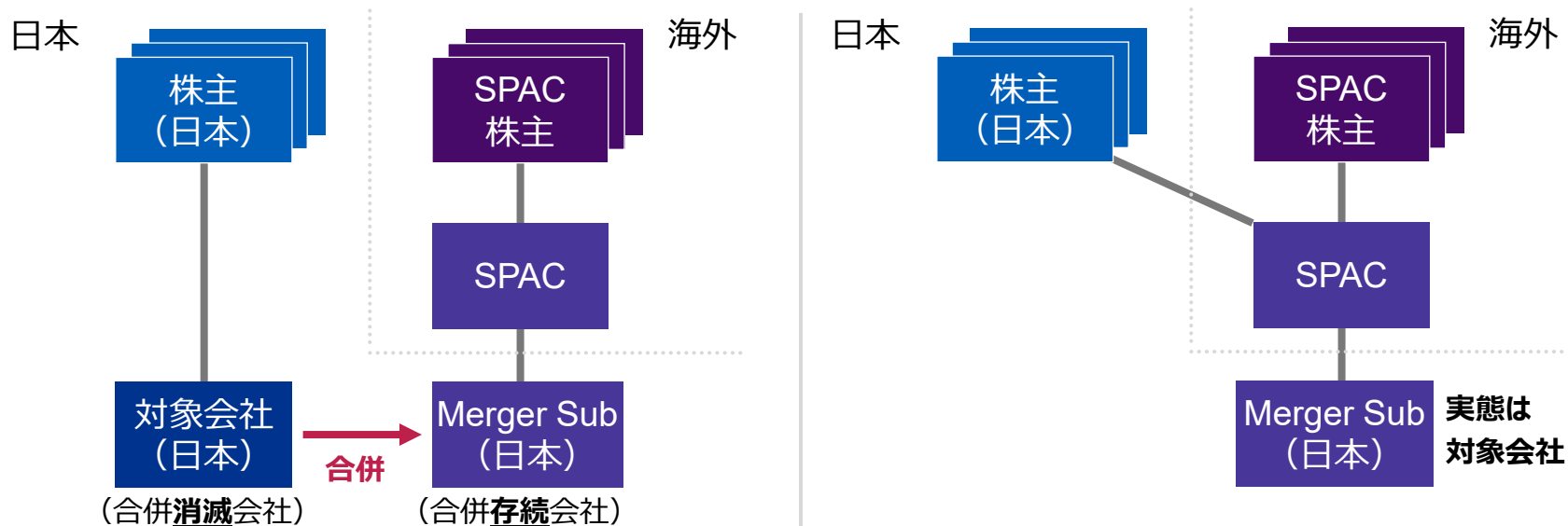
---

日本企業を対象とするDe-SPAC

# 日本企業を対象とするDe-SPAC

日本企業を買収対象とする場合に想定される  
ストラクチャー①

- 「三角合併」、「三角株式交換」等のストラクチャーが想定される
- 三角合併の場合
  - SPACが受皿会社（Merger Sub）を日本に設立し、対象会社とMerger Subが、Merger Subを存続会社として合併
  - 対象会社の株主は対価として、SPAC株式または現金（あるいは両方）を受け取る



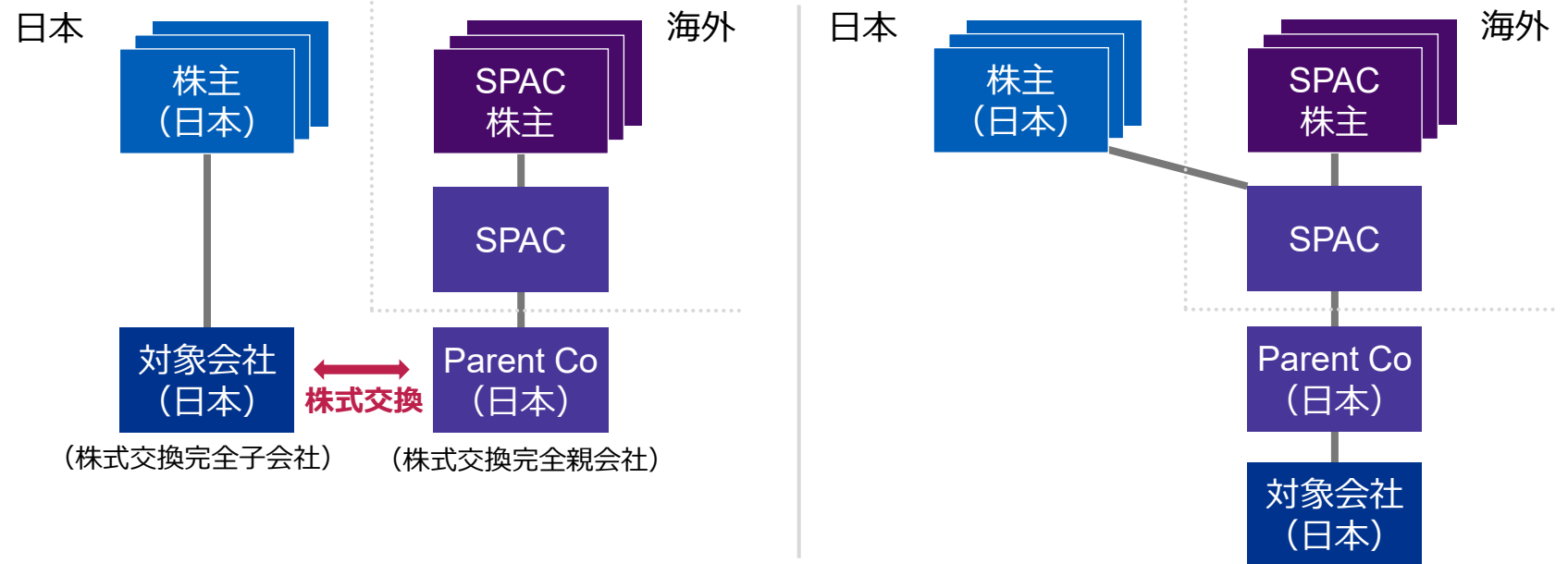


# 日本企業を対象とするDe-SPAC

日本企業を買収対象とする場合に想定される  
ストラクチャー②

## ■ 三角株式交換の場合

- SPACが受皿会社（Parent Co）を日本に設立し、対象会社とParent Coが、株式交換を行う
- 対象会社の株主は対価として、SPAC株式または現金（あるいは両方）を受け取る



03

---

日本の課税関係

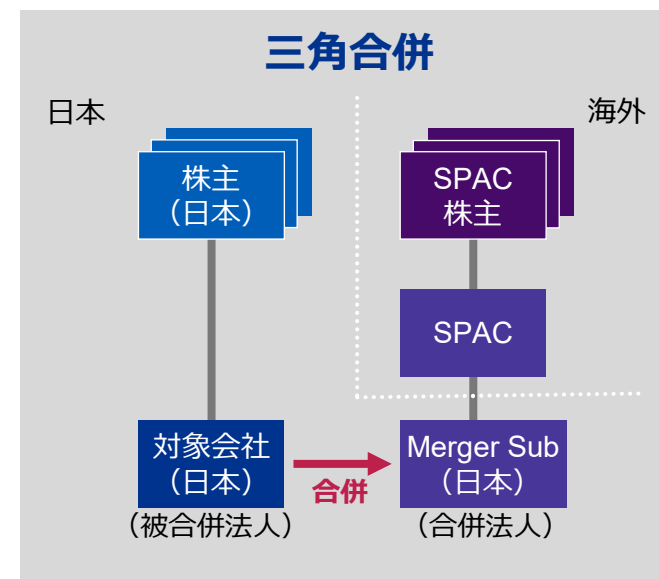
# 日本の課税関係

## (例) 三角合併の場合

### 税務上の取扱い

	被合併法人 移転資産の譲渡損益	合併法人 移転資産の取得価額	被合併法人の株主 株式の譲渡損益・ みなし配当
<b>非適格合併</b>	譲渡損益あり	時価による取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>• みなし配当あり</li> <li>• 株式の譲渡損益あり(*)</li> </ul>
<b>適格合併</b>	譲渡損益なし (繰延べ)	簿価による 引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• みなし配当なし</li> <li>• 株式の譲渡損益なし</li> </ul>

(\*) 金銭等の交付がある場合



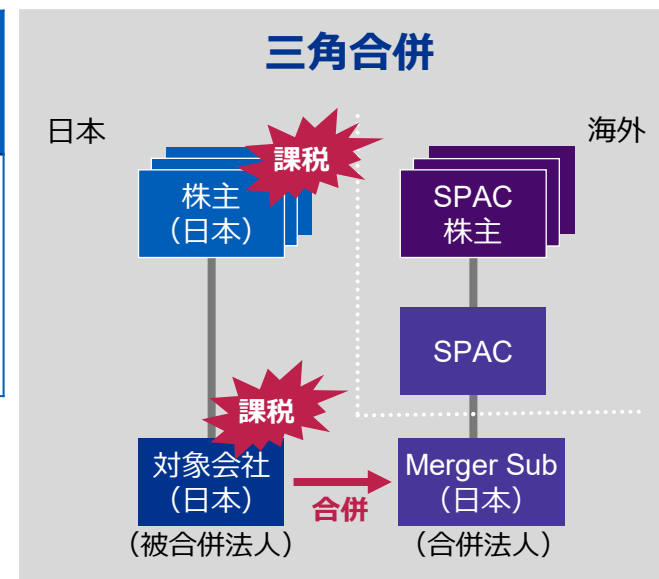
# 日本の課税関係

## 非適格合併の場合の課税関係

	被合併法人 移転資産の譲渡損益	合併法人 移転資産の取得価額
非適格合併	譲渡益に対して法人税課税 <ul style="list-style-type: none"> <li>税率30.62% (大法人の場合)</li> </ul>	時価による取得 <ul style="list-style-type: none"> <li>税務のれん (資産調整勘定) の償却</li> </ul>

- 非適格合併の場合、被合併法人の繰越欠損金は引継げない

※本件のような、合併法人と被合併法人の資本関係が50%以下の  
 場合の適格合併においては、被合併法人の繰越欠損金の引継ぎ可



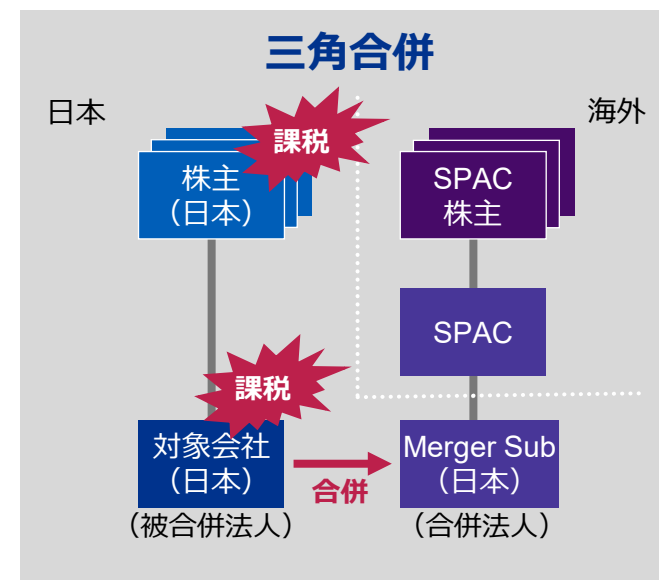
# 日本の課税関係

## 非適格合併の場合の課税関係（続き）

	被合併法人の株主（日本人株主*） 株式の譲渡損益・みなし配当
非適格合併	<p><b>みなし配当課税</b> ※源泉税もあり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人株主：税率30.62%で法人税課税。持分比率に応じて益金不算入あり（下表参照）</li> <li>個人株主：原則として税率15.105%～55.945%で総合課税 ※配当控除あり</li> </ul>

\*日本法人・日本居住者

国内配当	出資比率	益金不算入額
完全子法人株式等	100%	受取配当額 x 100%
関連法人株式等	1/3超～100%未満	受取配当額 x 100% - 控除負債利子
その他株式等	5%超～1/3以下	受取配当額 x 50%
非支配目的株式等	5%以下	受取配当額 x 20%

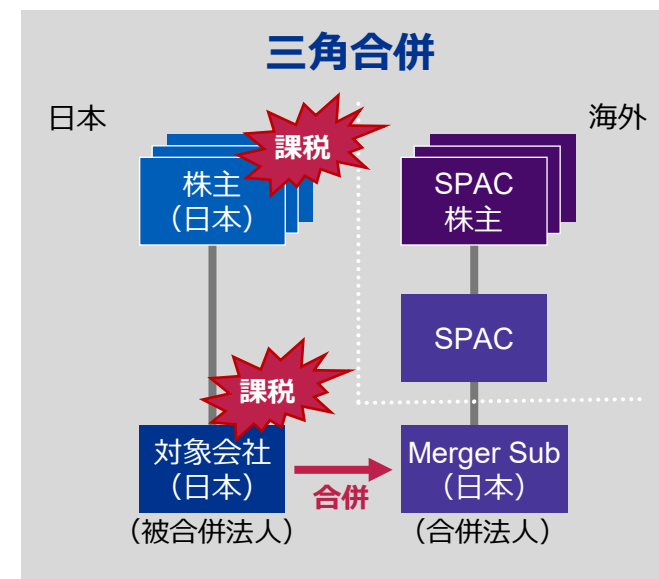


# 日本の課税関係

## 非適格合併の場合の課税関係（続き）

	被合併法人の株主（日本人株主*） 株式の譲渡損益・みなし配当
非適格 合併	<b>株式譲渡損益に対する課税（金銭等の交付がある場合(*)）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人株主           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 譲渡益に対して法人税課税（税率30.62%）</li> <li>・ 譲渡損は損金算入</li> </ul> </li> <li>● 個人株主           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 譲渡益に対して所得税課税（税率20.42%）</li> <li>・ 譲渡損は、他の株式等の譲渡益としか相殺できない</li> </ul> </li> </ul>

\*日本法人・日本居住者



(\*) SPACが「特定軽課税外国法人」（税負担率が20%未満で、事業実態がある等の一定の要件を満たさない外国法人）に該当する場合、コーポレート・インバージョン対策税制により、金銭等の交付がなくても、非適格合併に際して、被合併法人の株主に株式譲渡損益に対する課税が生じる。

# 日本の課税関係

## 適格要件

合併法人と被合併法人の資本関係により、適格要件が異なる

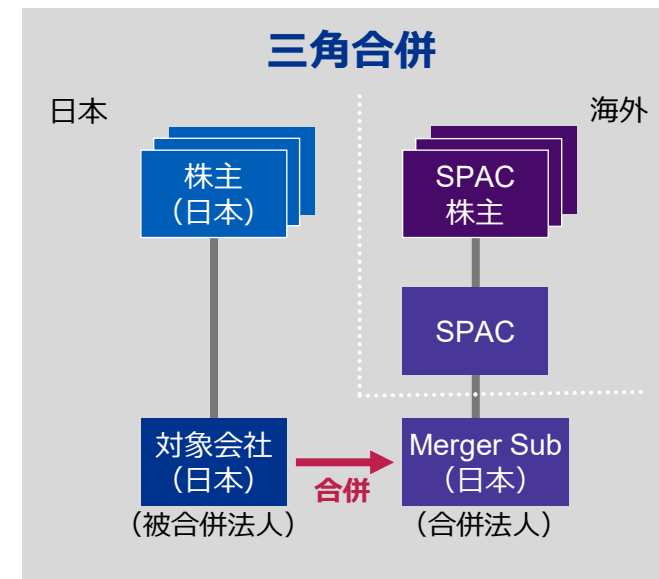
- 完全支配関係（100%の資本関係）がある場合
- 支配関係（50%超の資本関係）がある場合
- 資本関係が50%以下の場合（共同で事業を営むための合併）

## 共通要件

金銭等不交付（被合併法人の株主に合併法人または合併親法人<sup>(\*)</sup>のうちいずれか一の法人の株式以外の資産が交付されないこと）

(\*)以下のいずれにも該当する法人

- 合併直前に合併法人との間にその法人による完全支配関係がある
- 合併後に上記の完全支配関係が継続することが見込まれている



# 日本の課税関係

## 適格要件（続き）

企業グループ内の合併		共同で事業を営むための合併
完全支配関係	支配関係	
完全支配関係の継続	<ul style="list-style-type: none"><li>① 支配関係の継続</li><li>② 従業員の引継ぎ（80%以上）</li><li>③ 主要な事業の継続</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 事業関連性</li><li>② 事業規模の割合が5倍を超えないこと または特定役員の引継ぎ</li><li>③ 従業員の引継ぎ（80%以上）</li><li>④ 主要な事業の継続</li><li>⑤ 支配株主による合併法人株式または 合併親法人株式の継続保有</li></ul>

## 共通要件

金銭等不交付



# 日本の課税関係

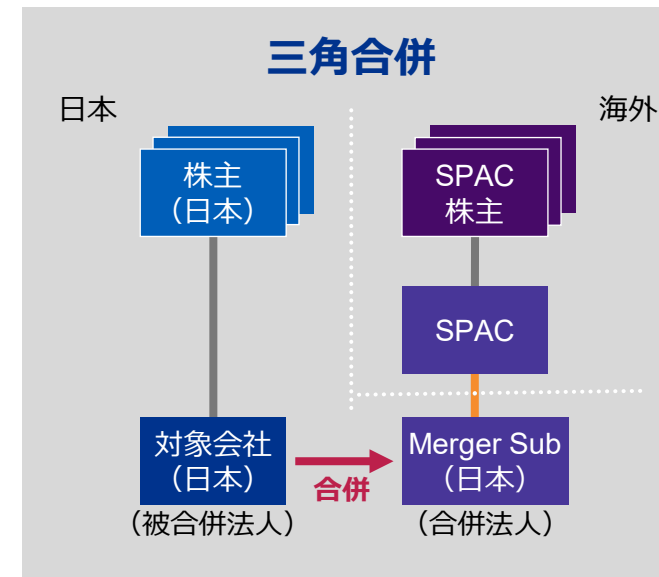
## 金銭等不交付要件

被合併法人の株主に合併法人または合併親法人(\*)のうちいずれか一の法人の株式以外の資産が交付されないこと

(\*) 以下のいずれにも該当する法人

- 合併直前に合併法人との間にその法人による完全支配関係がある
- 合併後に上記の完全支配関係が継続することが見込まれている

- SPAC株式の交付：SPACがMerger Subを100%支配する関係があり、合併後も継続することが見込まれていれば、SPACは「合併親法人」に該当し、SPAC株式の交付は適格要件を充足する
- 現金の交付：合併の対価として、現金が交付されると非適格合併になる

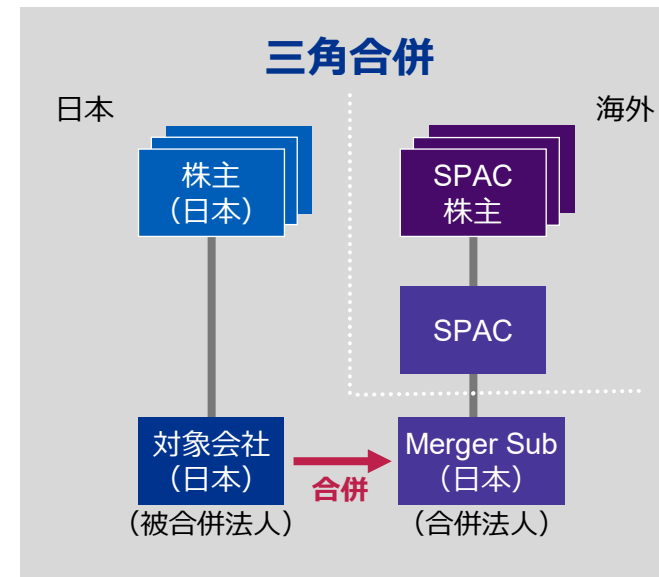


# 日本の課税関係

## 事業関連性要件

被合併法人の被合併事業と合併法人の合併事業とが相互に関連するものであること

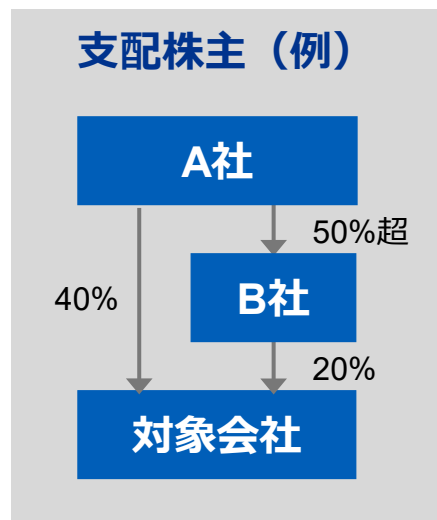
- Merger Subが単なるペーパーカンパニーの場合、事業関連性要件を満たさない
- Merger Subが固定施設（事務所等）と従業者を有し、対象会社の事業と関連する事業活動を行う、あるいは関連する事業の準備活動を行う場合は、事業関連性要件を満たす可能性はある



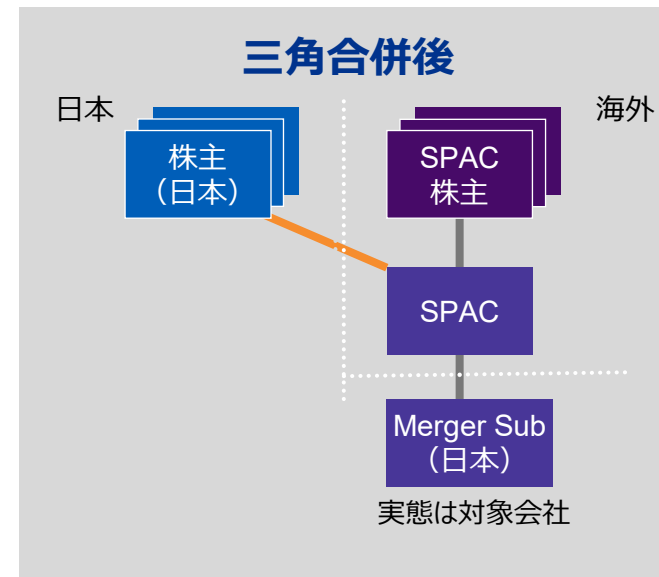
# 日本の課税関係

## 株式継続保有要件

合併により交付される合併法人または合併親法人のうちいずれか一の法人の株式であって、支配株主に交付されるものの全部が、支配株主により継続して保有されることが見込まれていること



- 合併後、被合併法人（対象会社）の支配株主（対象会社を50%超支配する株主。左図のA社およびB社）がSPAC株式を継続して保有することが、合併時点で見込まれていなければならない
- 支配株主以外は、SPAC株式を売却する予定があっても問題ない





KPMGジャパン  
グローバル・キャピタルマーケット・アドバイザリーグループ  
T: 03-3548-5140  
E: [global\\_capitalmarket@jp.kpmg.com](mailto:global_capitalmarket@jp.kpmg.com)



[home.kpmg/jp/socialmedia](https://home.kpmg/jp/socialmedia)

[home.kpmg/jp](https://home.kpmg/jp)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.